

## 「ひまわり 110 番」活動における 各単位PTA校外・環境委員会の手引き

※単位PTA：各小・中学校のPTAの呼称

### « 「ひまわり 110 番」とは »



ひまわり 110 番プレートを掲示してくださる協力者（住宅・郵便局・公共施設・店舗など）と共に、地域で子どもたちを見守る取り組みです。

子どもたちが身の危険を感じた時などに助けを求めるやすい目印になるとともに、プレートを掲示することによって、犯罪を抑止することにもつながります。

昭和49年より船橋市PTA連合会が、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るため、船橋市の補助を得て始めた活動です。市内全域を掲示対象とし、各小・中学校のPTAが中心となって、地域の方々のご協力をいただきながら運営しています。

- \* 「ひまわり 110 番」設置場所一覧提出における個人情報につきましては、「ひまわり 110 番」見舞金保険契約事務手続きおよび船橋警察署・船橋東警察署へ事故時の情報提供のみに使用します。

# 各単位PTA校外・環境委員会の皆さんへ ～「ひまわり110番」活動を行うにあたってのお願い～

## 《年度当初に行ってもらいたいこと》

### 1. 協力確認について

協力者宅・店舗へ、今年度の協力確認をしましょう。

\*その際、個人情報の取り扱いには十分留意する旨をお伝えください。

#### ～連絡が取れない場合は～

①「折り返し連絡をいただきたい」という内容のお願い文書を、ポストへ投函する。

②それでも連絡が取れない場合は、学校（教頭先生）に相談する。

#### 今年度も引き続きご協力いただける方には…

1. 住所・氏名・電話番号に変更がないか等を確認する。

2. プレートの状態（破損や色褪せ等がないか）を確認する。

→P4プレートの管理について 参照

3. 昨年度のお礼と、今年度のお願いを伝える。

#### 辞退を希望された方には…

立ち会いのもと、取り外しを確認し、今までご協力いただいたお礼をお伝えしてプレートを回収する。 →下記「プレート取り外し時の注意！」参照

○ご年配の方などより取り外しの依頼を受けた場合は、一緒に立ち会っていただき、確認しながら丁寧に取り外す（ご協力者様に直接取り外していただくことが基本）。

#### 空き家・空き店舗・廃屋となっている場合は…

学校（教頭先生）に相談し、取り外し許可または取り外し依頼の内容の手紙を郵送する（転出して1年以内なら、郵便物は転送されることを想定して）。

#### ～連絡が取れない場合は～

○学校（教頭先生）立ち会いのもと丁寧に取り外し、処分をする。外せない場合は、プレートが見えないように対応する（ex.テープ等で×印をつける、上からビニールなどで目隠しをする など）。

\*その際、取り外した内容等を校外・環境委員会の申し送り事項として、必ず引き継ぎノートに記載する。

#### ～連絡が取れた場合は～

○今までご協力いただいたお礼を伝え、プレートの取り外しをお願いする。外したプレートを回収する。 →下記「プレート取り外し時の注意！」参照

### プレート取り外し時の注意！

\*取り外しの際の物損は、見舞金保険（「見舞金保険について」参照）の対象外となる。

\*外したプレートは校外・環境委員担当者が回収し、紙等で包み可燃ゴミとして処分する。

## 2. 船橋市PTA連合会への提出物について

年度当初（毎年6月中旬締め切り）に必ず船橋市PTA連合会事務局へ提出する（見舞金保険加入に必要な書類です）。

※見舞金保険加入の重複を防ぐため、学区の境にある協力者宅は、どちらの学校（PTA）が担当するのか両校で確認し合ってください。

### （1）設置場所一覧

\*住所・氏名・電話番号を記載した「設置協力者一覧表」は各単位PTA様式で作成し提出する。

\*同様の資料を作成し、校長用として学校にも保管していただく。

### （2）ひまわり110番報告書

\*新年度の設置件数や駆け込みの有無などを、船橋市PTA連合会から配付される用紙（毎年4月に開催される第5回理事会にて各校の理事へ配付します）に記入し提出する。

### （3）ひまわり110番 設置場所の地図

\*作成している単位PTAのみが提出する。

●校外・環境委員会の活動の一環として、児童・生徒への安全確認のため各単位PTAで作成し、各家庭へ配付することが望ましい。

●危ない場所・暗い道・ひまわり110番の家や店舗等を各家庭で確認し、周知してもらうことが重要である。

### ・・・年度内での追加・辞退協力者について・・・

年度途中で新たに協力してくださる方や辞退される方がいらした場合には、その都度P11の「ひまわり110番追加・辞退協力者報告書」をコピーし、必要事項を記入の上、船橋市PTA連合会事務局へ送付または持参する。

## 3. 新規協力者加入について

（1）住所・氏名・電話番号を伺い、見舞金保険に加入する旨を説明する。

→ P5 見舞金保険について 参照

（2）【「ひまわり110番」地域で守る子どもの安全 協力者様向け対応マニュアル】の説明をし、プレートと併せてお渡しする。

\*【「ひまわり110番」地域で守る子どもの安全 協力者様向け対応マニュアル】が足りなくなった場合は船橋市PTA連合会事務局までご連絡ください。

（3）プレートは、協力者に直接取り付けてくださるようお願いをする。

①プレート取り付け位置は、子どもの目線で見える高さが望ましい。

②道路に面していて、見やすいところが良い。

## 《プレートについて》

### 1. プレートの管理について

各単位PTA校外・環境委員会で、プレートは管理する。

プレートはコピー不可（ラミネート等で加工しての使用はしないでください）。

#### \*交換時期の目安・・・

破損・視認不良等が見受けられるもの、反射機能のない古いタイプ、

色褪せが気になるもの、使用開始から5年以上経過しているもの（耐用年数5年）

※破損したプレートや色褪せたプレートを長期間掲示している場合、犯罪抑止効果は

なくなってしまいます（犯罪者は、見ています！）。

#### \*協力者宅や店舗のプレートが破損・色褪せしている場合・・・

新品をお渡しし、立ち会いのもとご協力者様に直接、取り外し・取り付けをしていただき、外したプレートは回収する。

※古いタイプ（鉄板製）を取り付けている場合も、現行のタイプ（反射板）と取り替える。

→ P2 プレート取り外し時の注意！ 参照

### 2. プレート購入について

プレートを購入する際は、船橋市PTA連合会事務局へ必ず事前連絡をする。

\*サイズは、大・小の2種類（1枚単価は年度により変動あり、船橋市PTA連合会事務局に確認願います）。

\*釣り銭の無いようご用意願います。

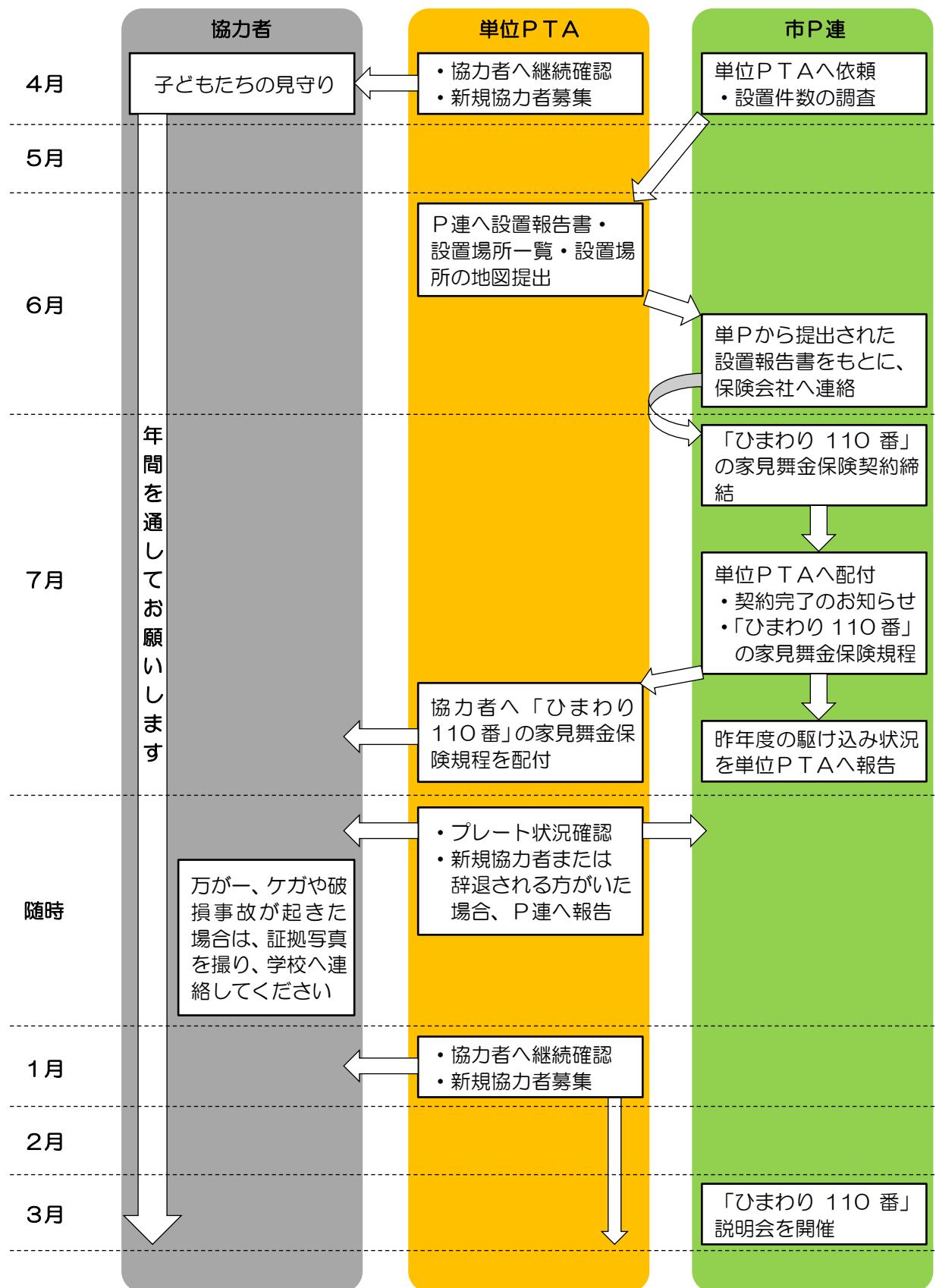
## 《見舞金保険について》

1. 本運動協力者・登録建物については、見舞金保険に船橋市P.T.A連合会長名で、一括加入します。
2. 保険期間は、7月15日～翌年7月14日までの1年間（毎年更新）とする。
3. 毎年7月初旬頃、「ひまわり110番 見舞金保険手続き完了のお知らせ」および「ひまわり110番運動に係わる見舞金支給規程」を各校宛てに送付しますので、内容を把握していただくため、必ず目を通してください。  
また、お手数ですが、協力者への各戸配付をお願いいたします。

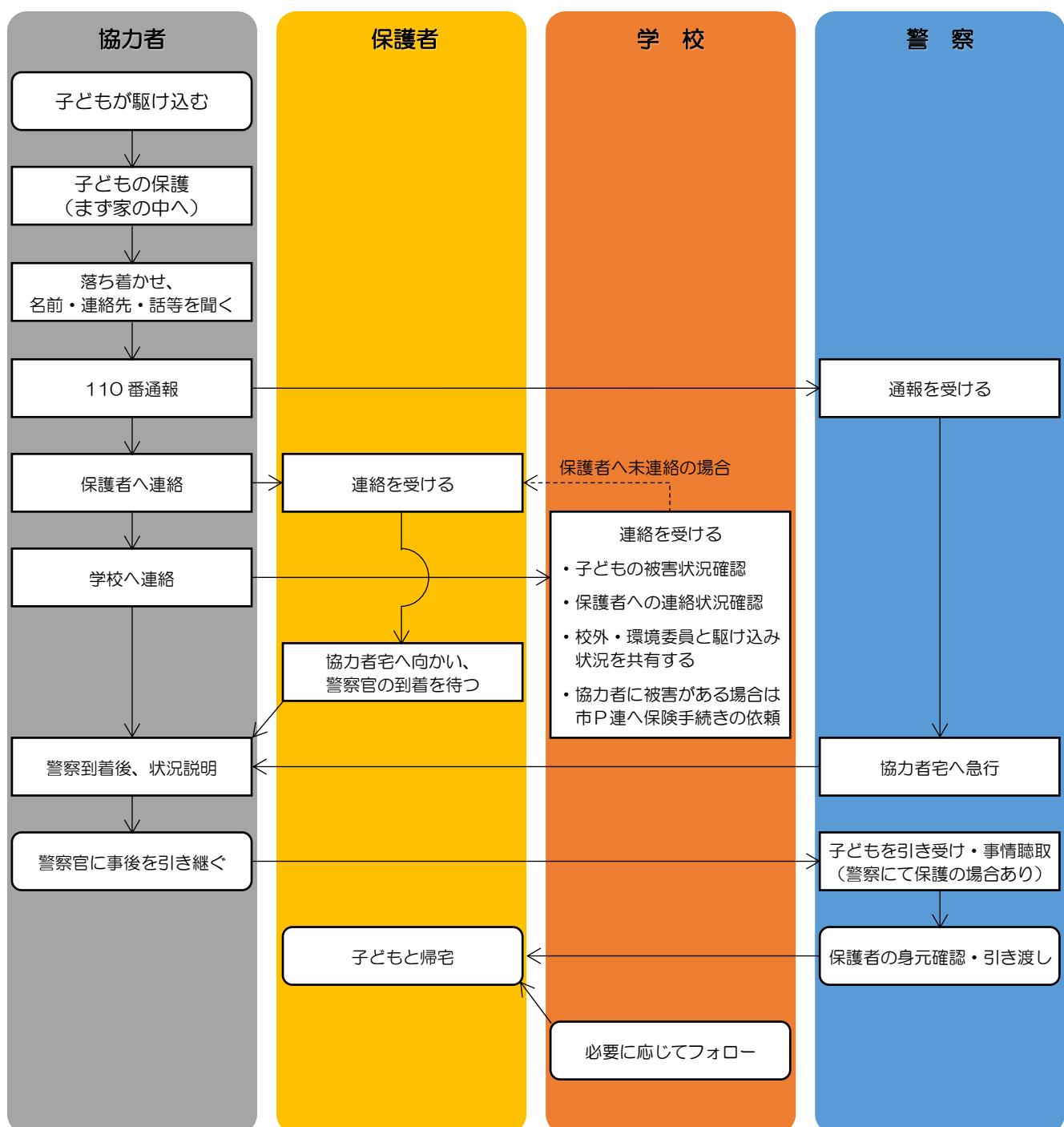
→P13 テンプレート③見舞金支給規程送付 参照

\*見舞金支給対象となる事故が発生した場合は、学校から船橋市P.T.A連合会事務局へ一報してもらう（船橋市P.T.A連合会事務局から保険会社へ連絡）。

## 年間スケジュール

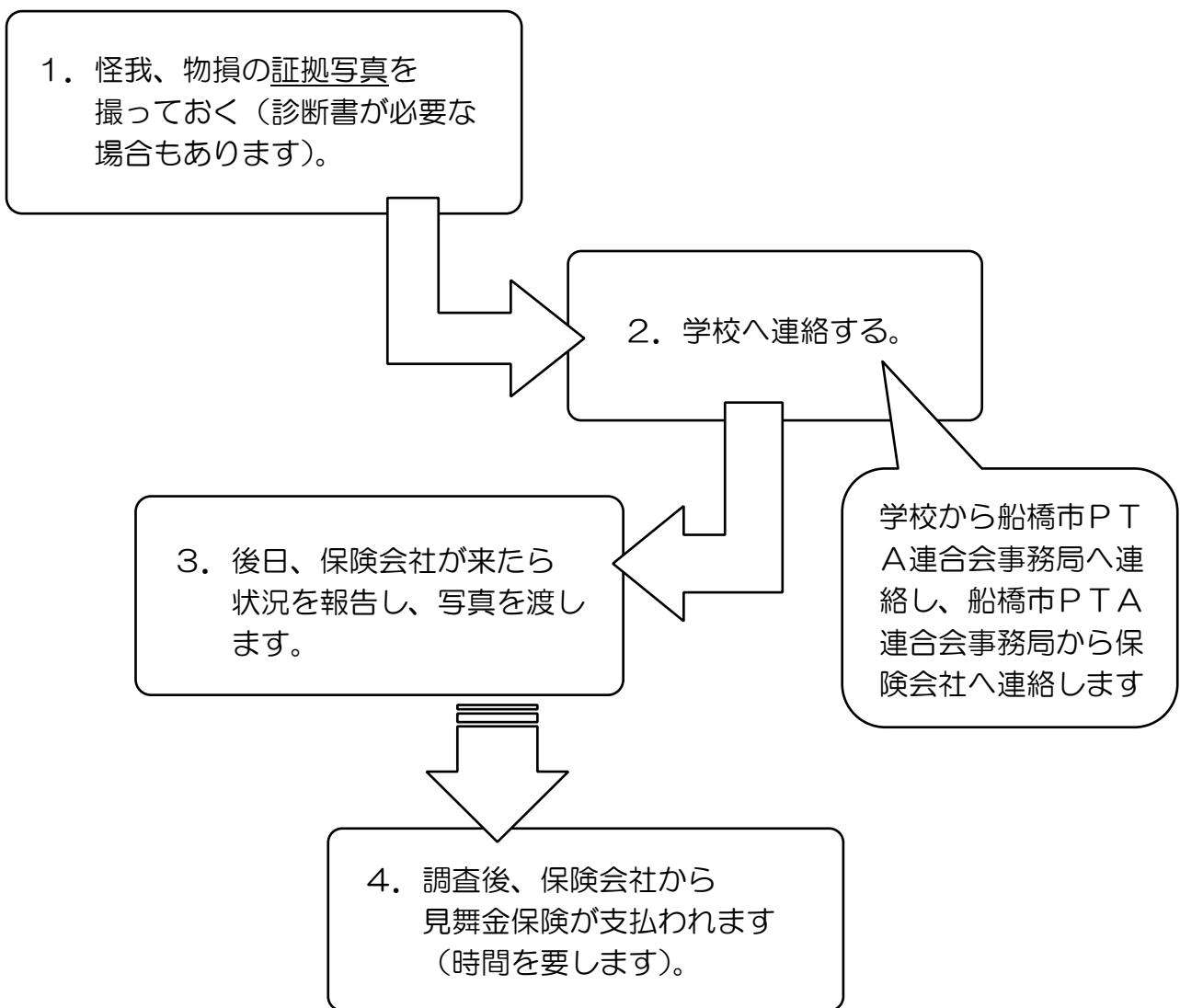


# 子どもが助けを求めてきたときの対応の流れ



新規協力者の方とは一度、一緒に説明をしながら確認をしてください。

# ～万が一、協力者が子どもを保護する際、 ケガをされたり破損事故がおきたりした場合～



\*上記内容は、個人情報の関係もありますので、校外・環境委員が直接把握することではありませんが、校外・環境委員の皆さんには通報の流れ等のみを十分把握していただき、協力者の方々へご理解していただけるようご説明をお願いします。

## 《学校へのお願い》

協力者から一報が入りましたら、子どもの被害状況や保護者への連絡状況を確認し、校外・環境委員と駆け込み状況を共有してください。

\*協力者から直接警察にもご連絡していただけるようお願いしております。

また、万が一協力者の方が保険の対象となる被害を受けた場合（「見舞金支給規程」は毎年7月中旬に送付いたします）は、必ず船橋市PTA連合会事務局へ電話連絡願います（その日のうちに電話連絡が困難な場合は、後日でも構いません）。

保険会社へは船橋市PTA連合会事務局から連絡を取りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### お問合せ先

船橋市PTA連合会 事務局

住 所 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市教育委員会 青少年課内

電話番号 090-8047-4213

メールアドレス funa.pren@gmail.com

開局日時 月・水・金 AM9:00~12:00、PM1:00~5:00

（祝日および夏季・冬季休業日を除く）

\*電話が繋がらない場合は、改めてお電話いただくか、またはメールをお送り  
いただきますよう、お願いいたします。

## 「ひまわり 110 番」Q&A

Q. 協力者へのごあいさつ回りや継続のお願い等、今まで訪問していたが、感染予防の観点から手紙やはがき等で対応してもよいか。

A. 各PTA・学校様の活動しやすい方法をお願いいたします。こちらからの指定はございません。

Q. 古いプレートが在庫として余っているが、それを新規の協力者へ渡してもよいか。

A. できるだけ、新しいプレートをお渡しいただきますようお願いします。

Q. 協力者の方で、日中不在の方に協力を辞退していただきたい。協力者の基準または規程のようなものはないか。

A. 基準または規程はございません。

Q. 年度初めの「設置報告書」の書類を提出した後、新規追加や辞退があった場合、どのように報告すればよいか。

A. 「校外・環境委員会の手引き」に添付されている「追加・辞退協力者報告書」をご提出ください。

Q. 協力者が実際に子どもを保護した場合、どのように対応すればよいか。

A. 【「ひまわり 110 番」地域で守る子どもの安全 協力者様向け対応マニュアル】に対応の流れが記載されておりますので、協力者様へお渡しください。

Q. 【「ひまわり 110 番」地域で守る子どもの安全 協力者様向け対応マニュアル】をなくした協力者がいた場合、どうすればよいか。

A. 新品をお渡しください。学校・PTAに在庫がない場合は、P連事務局までご連絡ください。

提出用

提出日：令和 年 月 日

令和 年度「ひまわり110番」

## 【追加・辞退協力者報告書】

PTA名

記入者名

(電話 ー )

## ①追加設置数

住宅	
郵便局・ 公共施設	
店舗	
追加総設置数	

## ②辞退設置数

住宅	
郵便局・ 公共施設	
店舗	
辞退総設置数	

## ③追加協力者名簿

\*不足の場合は単位PTAでコピーし、ご提出ください。

	協力者氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			

## ④辞退協力者名簿

\*不足の場合は単位PTAでコピーし、ご提出ください。

	協力者氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			

令和 年 月 日

(例) P T A会員 様

(例) 保 護 者 様

(例) ○○○学校区近隣の皆様

○○○学校 (P T A)  
会 長 △△△△

### 「ひまわり 110番」新規協力者募集

今も昔も、子どもが犯罪に巻き込まれる事件・事故は後を絶たず、児童生徒の校外生活を取り巻く環境は常に危険を伴います。このような環境の中で、犯罪による被害を未然に防止し、生活環境や教育の整備はもちろんのこと、同時に市民の連帯意識を強め、より明るい市民生活ができる都市の実現を期すために、昭和49年より「ひまわり 110番」が設置されました。

「ひまわり 110番」とは、「ひまわり 110番」プレートを掲示してくださる協力者様（住宅・郵便局・公共施設・店舗など）と共に、地域で子どもたちを見守る取り組みです。子どもたちが身の危険を感じた時などに助けを求める目印になるとともに、プレートを掲示することによって、犯罪を抑止することにもつながります。

地域の子どもたちの安全・安心を守る「ひまわり 110番」活動に、ご協力をお願いいたします。



昭和49年より船橋市PTA連合会が、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るため、船橋市の補助を得て始めた活動です。市内全域を掲示対象とし、各小・中学校のPTAが中心となって、地域の方々のご協力をいただきながら運営しています。

船橋市PTA連合会では、見舞金保険に加入しています

万が一、協力者が子どもを保護する際、ケガをされたり破損事故がおきたりした場合、保険が適用されます。

お問い合わせ

○○○学校 (P T A) 校外 (環境) 委員会

Tel 047-□□□-□□□ ○○○学校

----- キ リ ト リ -----

### ひまわり 110番 協力申込書

○○○学校 (P T A) 宛

お名前 (施設名等)

住 所 船橋市

電 話

メールアドレス

令和 年 月 吉 日

「ひまわり 110 番」ご協力者の皆様

○	○	○	学	校	(	P	T	A	)
会	長				△	△	△	△	
校外	(環境)	委員長			△	△	△	△	

## 「ひまわり 110 番の家」運動に係わる見舞金支給規程送付のご案内

○○の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より○○○学校 (PTA) の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船橋市PTA連合会「ひまわり 110 番の家」運動に係る見舞金支給規程の最新版を送付させていただきます。

今後も○○○学校 PTAとして地域の皆様との連携を深め、子どもたちの防犯・安全および健全育成のために取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 送付資料

船橋市PTA連合会「ひまわり 110 番の家」運動に係る見舞金支給規程

#### 2. 学校への連絡について

子どもを保護して警察への連絡が終わりましたら、  
学校への連絡もお願いいたします。

○○○学校 (PTA) Tel 047-□□□-□□□ □ ○○○学校